

# ～国民健康保険の被保険者の皆様へ～

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

### 【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額減免**

●必要書類：本人確認書類・減免申請書・死亡診断書または病院の診断書（1か月以上の治療を有すること等が明らかである診断書）

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

●必要書類：本人確認書類・減免申請書と併せて以下の①～③の書類が必要です。

①前年の収入について・・・世帯全員の令和2年分確定申告の控え、令和2年中の収入がわかるもの（源泉徴収票等）

②今年の収入について・・・主たる生計維持者の令和3年1月から直近までの給与明細書、収入と必要経費がわかる帳簿等

③失業や廃業したことがわかるもの・・・廃業届、離職票、雇用保険受給資格者証等

※会社都合で退職した場合は、必ず離職票と雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※減免申請書は、保険・年金課窓口または、市役所ホームページよりダウンロードできます。

### ※保険税が一部減額される具体的な要件（全てに該当する場合に申請可能）

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、以下の収入を証明する書類が必要となります。

○保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B/C$ ）に減免割合（ $D$ ）をかけた金額です。

### 減免対象の保険税額（ $A \times B/C$ ）

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税の全部を減免。

### 合計所得金額に応じた減免割合（ $D$ ）

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

### 【注意事項】

※非自発的失業の軽減に該当する場合は、軽減が優先となります。

※減免申請者とは別世帯の方が申請する場合は、委任状と来庁者の本人確認書類が必要です。

※介護保険・後期高齢者医療制度とは、減免の要件等が異なる場合があります。

※減免申請後、審査の結果によっては減免の対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

【申請期間】 令和3年7月12日（月）～令和4年3月31日（木）

納期限までにご申請ください。

【申請場所・問合せ先】 ふじみ野市役所 保険・年金課 保険税係

※大井総合支所・出張所では受け付けておりません。

電話：049-262-9039 メールアドレス：kokuho@city.fujimino.saitama.jp